

国立大学法人大分大学公正入札調査委員会細則

平成21年4月1日制定
平成21年細則12号

(設置)

第1条 国立大学法人大分大学に、建設工事（設計・コンサルティング業務を含む。以下同じ。）及び物品の購入、製造、役務その他の契約に係る入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ入札談合に関する情報に対して的確な対応を行うために必要な事項を調査審議することを目的として、国立大学法人大分大学公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(調査審議事項)

第2条 委員会は、入札談合に関する情報があった場合又は職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合には、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 公正取引委員会への通報，事情聴取の実施，入札の延期その他の入札談合に関する情報があった場合の対応
- (2) その他入札の公正な執行を妨げるおそれのある場合の対応

(組織)

第3条 委員会は、次の表の左欄に掲げる契約案件の区分に応じ、同表右欄に掲げる委員をもって構成する。

契約案件の区分	委員
建設工事	契約担当役
	財務部長
	施設企画課長
	施設管理課長
物品の購入，製造，役務 その他の契約	契約担当役
	財務部長
	財務企画課長
	経理課長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、契約担当役をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要と認めたときに開催する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、建設工事にあつては財務部施設企画課、物品の購入、製造、役務その他の契約にあつては財務部財務企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人大分大学公正入札調査委員会要項（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則（平成27年細則第5号）

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年細則第10号）

この細則は、令和3年4月1日から施行する。